

佐賀市中心市街地活性化事業
まち・ひと・しごと創生
募集要領

佐賀市 経済部 商業振興課

1 本事業の概要

(1) 趣旨

現在、本市では高齢化を伴った人口減少による空き地、空き家等の遊休不動産の増加や市民ニーズに合った雇用の不足による若年層の他都市への流出が課題となっています。

さらに、郊外型店舗の伸長等による都市の空洞化が生じており、働く場としての機能の低下を招くおそれがあります。

これらの課題に対し、都市機能を集積したコンパクトシティを形成し、効率的な都市経営を図る必要があります。

本市では、都市機能が集約する中心市街地において、魅力のある良質な雇用機会の創出を促進するため、中心市街地に点在する遊休不動産をU I Jターン希望者や創業者が働く場に活用する事業を支援することによって、自律的で持続的な地域経済の活性化と効率的な都市経営に寄与することを目的としています。

(2) 補助内容

本事業は、佐賀市中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付要綱に基づき実施するものであり、支援内容等は次のとおりです。

| | |
|--------|---|
| 概要 | 街なかにおける新たな「しごと」の創出に向けて、U I Jターン希望者や創業者を受け入れるための遊休不動産の施設改修や新築等に係る費用を補助する。 |
| 対象者 | 次のいずれかに該当する者。ただし、建築物へのU I Jターン者又は創業者の入居が確約されていること。 (1) 建築物の所有者 [※] ※建築物を賃貸用として活用する場合に限る。 (2) 建築物を所有者から借受けて賃貸する者（サブ・リース） |
| 要件 | 次の全てを満たすこと。 (1) 遊休不動産の利活用により、中心市街地の活性化に寄与する事業であること。 (2) 佐賀市景観計画で定める景観基準を満たしていること。 (3) 施工業者が佐賀市に本店を有するものであること。 |
| 補助対象経費 | ・施設改修等に要する経費（※） ※建築改修工事費（仮設工事、防水改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、内装改修工事、塗装改修工事に係る費用）、設備改修工事費等 |

| | |
|-------|-------------------------|
| | ・施設新築等に要する経費の内、市長が認めるもの |
| 補助率 | 2 / 3 以内 |
| 補助上限額 | 5 0 0 万円 |
| 対象エリア | 別紙のとおり |

2 応募手続き

(1) 申請書の配布等

本事業の申請書等の様式は、ホームページからダウンロードしてください。

(2) 補助金交申請書の提出

ア 提出書類

- ① 中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付申請書
- ② 事業計画書
 - ※ UIJ ターン者又は創業者が入居することが決定していること及び当該入居者の詳細を明記すること。
 - ※活動内容の概要については、事業の目的、効果、実施体制、収支計画等が分かるよう、詳細に記入すること。別紙を用いることも可とする。
- ③ 収支予算書
- ④ 誓約書
- ⑤ 建築物の位置図
- ⑥ 建築物の平面図
 - ※補助対象部分が分かるようにすること。
- ⑦ 見積書（工事内訳金額がわかるもの）
 - ※補助対象経費が分かるようにすること。
- ⑧ 現況写真
- ⑨ その他市長が必要と認めるもの

イ 提出先

佐賀市 商業振興課 商業振興係
〒840-8501 佐賀市栄町1番1号（佐賀市役所本庁6階）

ウ 提出期間

令和2年8月31日（月）17時まで（土日祝日を除く）

エ 提出方法

- ・上記アの提出書類を、提出期間内に1部持参してください。
- ・持参以外（ファックス、郵送、電子メール等）の方法による提出は受けな

いものとしてします。

(3) 補助事業者の選定

ア 選定方法

書類審査及び選定委員会により、補助事業者を選定します。

イ 書類審査

応募資格を有無、書類の不備の有無を審査します。審査に合格後、審査会の詳細について通知します。

ウ 選定委員会

プレゼンテーションを実施の上、審査基準に基づき企画提案の内容について審査します。

(4) 補助金交付決定の通知

審査後、補助事業者として選定された場合、補助金交付決定を行い通知します。

(5) 補助事業の実施

ア 補助金交付決定後、補助事業を実施してください。

イ 補助対象工事の内容に変更が生じた場合は、速やかに市に報告し、「中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付変更申請書」を提出してください。

(6) 実績報告書の提出

ア 概要

補助事業の完了日から30日を経過した日又は令和3年3月31日（水）のいずれか早い日までに提出してください。

イ 提出書類

- ① 中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業実績報告書
- ② 事業内容及び経費の配分がわかるもの
- ③ 事業報告書
- ④ 収支決算書
- ⑤ 施工後写真
- ⑥ 施工後平面図
- ⑦ その他市長が必要と認めるもの

(7) 完了検査

現地にて、申請内容に適合しているか工事の完了検査を行います。

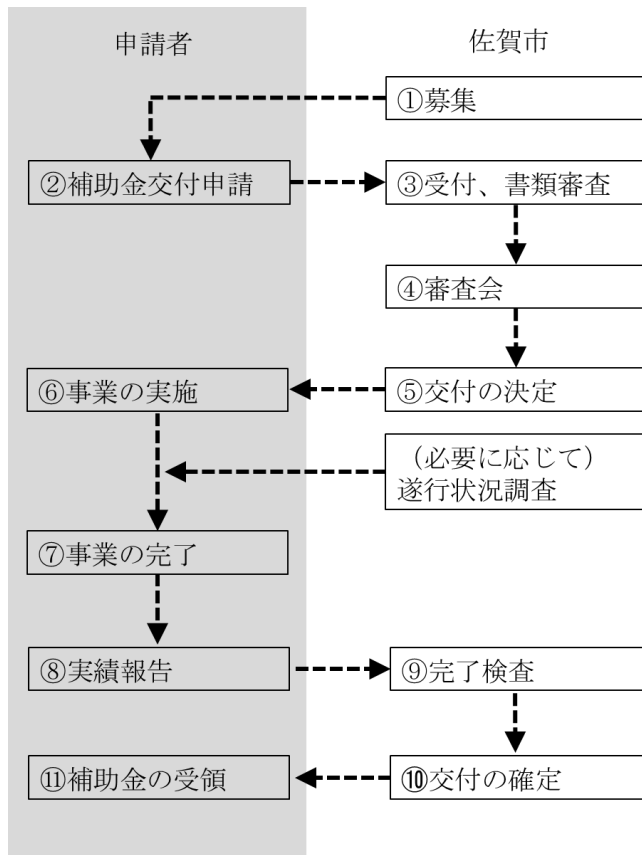
(8) 補助金交付確定の通知

完了検査の合格後、補助金の額を確定し通知します。

(9) 補助金の請求及び支払い

「中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付請求書」を提出してください。提出後、指定された口座に補助金を振り込みます。

○手続きの流れ



3 問い合わせ先

佐賀市 商業振興課 商業振興係 (担当: 野口、小部)
〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 (佐賀市役所本庁6階)
Tel 0952-40-7100 / FAX 0952-26-6244
E-mail shogyo@city.saga.lg.jp

別紙（対象エリア）

